貧困拡大社会における「救護施設」の役割と課題

十文字学園女子大学 野島靖子(006669)

伊藤わらび(十文字学園女子大学・000193)

キーワード: 貧困の拡大、生活保護施設、救護施設

1.研究目的

「救護施設」は「生活保護法」第38条第2項において、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」と規定された第1種社会福祉施設である。救護施設は、戦後その時々の社会的要請に基づいた、多様なニーズに対応した入所者の受け入れを行ってきたという歴史的経緯がある。このことは、現在においても障害の種別、年齢を問わず、多様なニーズのある生活困難な人々を対象としており、今日入所者の高齢化や障害の重度化がみられる。

生活保護制度見直しにより、救護施設は地域移行支援への自立支援施設と位置付けられたことから様々な取組がみられる。本研究テーマに関する先行研究は、多くはなく、救護施設の現状は、必ずしも明らかにされていないと考えられる。本研究は、独自の実態調査を実施することで、施設や利用者、職員の実態を把握し、救護施設の機能と課題を考察することを目的とする。

2.研究の視点および方法

全国救護施設協議会は隔年で基礎データの把握のために全国実態調査を実施し、報告書を刊行している。本研究においては、回答者の負担を配慮し、質問項目の重複をできるだけ避け、救護施設の現状及び展望を考察することに重点を置いた。

先行研究のリサーチとともに、東京都3ヵ所と大阪市4ヵ所の救護施設を訪問し、現 状について話を聞かせていただいた。

全国の救護施設アンケート調査の実施

対象:全国救護施設協議会及び厚生労働省の名簿に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の全国救護施設全数 187 ヵ所

期間:平成20年8月~9月 方法:質問紙郵送法

結果:調查客体数 187、 回収客体数 141、 回収率 75.4%

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果公表の全般にあたり、日本社会福祉学会「研究倫理指針」第1 総則及び第2指針内容の各号ついて遵守した。特に調査結果の公表に当っては調査対象の 匿名性に配慮した。

4.研究結果

回答のあった救護施設における入所者の年齢については、全施設の最高年齢は 96 歳、最少年齢は 19 歳で、平均 63.2 歳であった。施設ごとの平均在所期間は、28 年 8 ヵ月から 10 ヵ月まで(但し開設後 10 ヵ月の施設)あり、全国平均は 14 年 2 ヵ月であった。全施設における最長在所期間は 57 年 6 ヵ月であり、その長期にわたる入所に考えさせられるものがある。さらに施設ごとの最長在所期間の平均 35 年 6 ヵ月と、施設ごとの設立経過年数の平均 36 年 2 ヵ月を比較すると、相関は明らかである。経過年月数と最長在所期間が一致している施設が 34 ヵ所 24.1%、1 ヵ月差が 15 ヵ所 10.6%であった。

「救護施設等の最低基準」各条項の改正の必要性については、特に「職員」基準の改正が必要との回答がみられた施設は 101 ヵ所 71.6%にのぼっている。高齢化、重度化に対応する介護・看護職員の増員と、地域移行支援事業推進のための指導員の増員が求められている。さらに、訓練室や特殊浴槽など高齢化、重度化に対応する設備も必要とされている。

地域移行支援事業を「実施している」が 43 ヵ所 30.5%、「実施していない」が 83 ヵ所 58.9%であり、実施していない施設が多いことがわかった。実施していない理由として、利用者の生活基盤や就労の問題、場所がないことや予算がないといった運営上の問題が多く挙げられている。一方、独自事業として、アパートの借り上げやランドリー経営による就労支援などを実施している施設もあった。

救護施設が貧困の拡大の影響がみられるかという質問に対する回答は、「はい」が 73 ヵ 所 51.8%、「いいえ」が 40 ヵ所 28.4%、「その他」が 16 ヵ所 11.3%であった。「はい」の理由は、「ホームレスの入所依頼の増加」「就労困難の増大」「内職等の作業の減少」「失職・倒産による生活障害の増加」などが挙げられている。本調査は 2008 年 8 月~9 月の実施であり、同年秋に見舞われた世界経済危機下ではさらなる影響があったことと推察される。

救護施設の今日の重要な機能について、「セーフティネット機能」と「地域移行支援への中間施設としての機能」の2点に集約することができる。障害を問わず多様な社会的ニーズに柔軟に対応してきた施設であることがわかる。しかし、一方で現実に在所期間57年を超える入所者がおり、在所期間40年以上の入所者がいる施設が69ヵ所48.9%みられるという現状を考えた時、地域移行支援の実施に合わせて、現在の入所者に対するケアも重要である。そのためには救護施設の最低基準を他法に規定された福祉施設と同水準にする必要がある。特に高齢化、重度化に対応するために、職員配置を増員することが急務であるう。さらに、生活保護制度見直しにおいて、救護施設を、地域移行を目指した自立支援への中間施設と位置づけたにもかかわらず、地域移行支援事業の実施が進まない理由は、財政的な裏付けがないことが大きな原因と考えられる。地域移行支援事業推進のための財政的支援が必要である。